

定 款

2019 年 12 月 23 日 改訂

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 イメージ ワンと称し、英文 では、ImageONE Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成およびリース業務
- 2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸、技術支援およびリース業務
- 3 電子計測機器の輸出入、販売、技術支援およびリース業務
- 4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事
- 5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務
- 6 インターネットポータルサイトの企画・運営
- 7 医薬品、化粧品の開発、製造および販売
- 8 病院およびクリニックの運営およびコンサルタント業務
- 9 再生医療等に関するコンサルタント業務
- 10 細胞培養に関する培養士の育成および細胞培養に関するコンサルタント業務
- 11 再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- 12 環境関連産業に関する設備機器等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- 13 新素材の開発および販売、輸出入並びにこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- 14 信用保証業務
- 15 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、14,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連

結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項

につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 29 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

- 第 34 条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(中間配当)

- 第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 38 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2002 年 6 月 21 日改訂
2003 年 6 月 20 日改訂
2003 年 12 月 19 日改訂
2004 年 7 月 20 日改訂
2005 年 7 月 20 日改訂
2005 年 12 月 16 日改訂
2006 年 12 月 15 日改訂
2007 年 12 月 14 日改訂
2009 年 12 月 15 日改訂
2014 年 4 月 1 日改訂
2017 年 12 月 20 日改訂
2018 年 12 月 26 日改訂
2019 年 12 月 23 日改訂